2018/04/11

原稿の受付と査読等の手続きについて

１．はじめに

　この文書は、川崎医療福祉学会編集委員会（和文誌、英文誌）における原稿の受付と査読および刊行に至る手続きについて記したものです。投稿者・査読者・会員の皆さまに現行の手続きをご説明し、見通しを持っていただくことを目的としています。なお、実情に合わせて適宜修正していきますので、あらかじめご了承ください。

２．エントリーの受付

　川崎医療福祉学会編集委員会では、和文誌・英文誌ともに年２回刊行しています。７月末と１月末を締切としてエントリー（投稿申込）をしていただいています。エントリーのない原稿は受け付けていません。なお、申込本数に制限は設けていませんので、和文誌・英文誌とも、同時に複数の論文を投稿することができます。

３．原稿の受付

　エントリー受付期限の約２ヶ月後（3月末ないし4月始め、9月末ないし10月始め）に提出期限を設け、投稿原稿を受け付けています。事務局に原稿が提出されたら、執筆規程に沿った原稿かどうか（分量、必要な情報があるか、書式が正しいか等）を確認し、大幅な不備がある場合は、査読に先だって修正をお願いすることがあります。

４．査読者および担当編集委員の決定

　原稿の内容と著者の査読希望、および査読者の負担を勘案し、委員長と副委員長が協議して、各論文につき査読者1名および担当編集委員１名の案を作り、編集委員会にて決定しています。査読者はその論文の主題に対して、できるだけ専門性の高い人を選定しています（以下適宜「専門性にもとづく査読者」等と表記）。担当編集委員は、所属学科からの投稿を優先的に割り当てていますが、特定学科からの投稿本数が多い場合など、他学科からの投稿論文も担当することもあります。

５．査読の依頼

　編集委員会にて担当編集委員と査読者（候補）が決まったら、担当編集委員より査読者に依頼をおこなっています。もしも万一査読をお引受けいただけない場合は、担当編集委員と委員長・副委員長が協議し、速やかに別の査読者を選定して依頼しています。査読をお引受けいただけたら、2週間以内に査読結果を提出していただきます。遅延があれば、担当編集委員から督促しています。

６．査読の体制

　査読は、専門性にもとづき選定された査読者と担当編集委員の2名体制で、それぞれが原稿を確認し、採択か再審査か、修正を要するか否かの判断をおこなっています。担当編集委員も査読の任を担います。ただし、必ずしも専門性が合致しない場合もありますので、その場合は最低限形式面のチェックをおこない、専門性にもとづく査読者の判断を尊重して査読結果を提出しています。

７．査読の内容

　査読者は、事務局より提供される査読票に準拠して、採用・再査読・不採用の判断ならびに要修正箇所の指摘をおこないます。査読は匿名でおこなわれます。査読者には査読のガイドラインが別途提示され、ピアレビューの観点からのコメントをお願いしています。原稿や図表の作成時に著者の専門分野の慣行が反映される場合がありますが、執筆規程の範囲内に収まるよう、ご指摘をいただきます。

８．査読結果の通知

　専門性にもとづき選定された査読者と担当編集委員の査読結果が揃ったら、担当編集委員は事務局に提出します。委員長・副委員長が両者を確認し、編集委員会としての著者への通知内容を決定します。なお、主に原稿の形式面で査読者が指摘していないが修正を要する事柄がある場合は、この段階で別途コメントを加えることがあります。

９．第三の査読者を立てる場合

　専門性にもとづき選定された査読者と担当編集委員の２名以外に、第三の査読者を立てる場合があります。主に、査読者と担当編集委員とで採否についての判断が大きく分かれる場合（たとえば一方が不採用、他方が採用など）や、倫理面で慎重な判断を要すると考えられる場合などです。なお、第三の査読者を立てる場合、委員長・副委員長・担当編集委員の三者で協議します。また、査読結果の著者への通知が遅れることになりますので、著者には事務局より遅延の可能性を伝えます。

10．著者による修正と再査読

　査読結果に要修正事項が含まれていた場合、著者は必要に応じて修正をおこない、2週間以内に、各指摘に対する改稿の方針を記した文書および修正原稿を編集事務局に提出していただきます。修正原稿一式は担当編集委員に届けられ、査読者が確認不要とした場合を除き、担当編集委員と査読者が再度2週間以内に査読をおこないます。

11．査読期間の制限

　和文誌・英文誌とも年2回の刊行時期が設定されていますので、大幅な刊行遅延が生じないように、査読期間に制限を設けています（査読開始後約2ヶ月半：査読2週間＋改稿2週間＋再査読2週間＋再改稿2週間＋再々査読2週間を想定）。特に各巻第2号は、年度内の刊行が経理上要請されます。**所定の査読期間内に採択に至らない論文は、いったん査読を打ち切り、著者に差し戻します。**

12．差し戻された論文の再投稿

所定の期間内に採択に至らなかった論文は、次号に再度エントリーのうえ、投稿していただくことができます（注：自動的に次号で査読が再開されるわけではありません）。その場合、以前投稿して査読未了により差し戻された論文であることを事務局にお伝えください。なお、査読の過程で著者が自主的に取り下げをおこなった論文についても、同様に再エントリーが可能です。

13．原稿の採用から刊行まで

　所定の査読期間内に原稿が「採用」された場合、最終原稿ならびに必要なファイルを提出していただき、刊行のための準備に入ります。著者校正は1回で、担当編集委員にも確認をしていただきます。その後、第2校以降は、原則として事務局と委員長・副委員長のみによるチェックに移行します。別途、抜き刷りの作成がおこなわれますので、事務局と著者とでやりとりをしていただきます。

以上